

山梨県・静岡県・神奈川県

屋外広告物適正化 キャンペーン

一斉除却期間 ▶ 平成28年 9月1日(木)～ 9月10日(土)



◆ 違法なはり紙、はり札、立看板等を一斉除却しま
◆ 屋外広告物の安全管理の徹底を心がけましょう！

【参加機関】

山梨県 富士吉田市・都留市・大月市・上野原市・市川三郷町
身延町・南部町・道志村・西桂町・忍野村・山中湖村
鳴沢村・富士河口湖町

静岡県 沼津市・熱海市・三島市・富士宮市・伊東市・富士市
御殿場市・下田市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市
東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町
函南町・清水町・長泉町・小山町

神奈川県 小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町
山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町

山梨・静岡・神奈川の三県知事による「山静神サミット」

において策定された「富士箱根伊豆交流圏構想」の
取組みの1つである『魅力的な公共空間の景観づくり
(おもてなし道路の創出)』のために、三県及び関係
市町村が連携し、屋外広告物の是正・改善に向けて、
普及啓発、規制誘導や集中取締等を行なっています。

屋外広告物とは・・・

- ◆ 屋外に設置する看板や広告です。
- ◆ 表示・設置するには、許可が必要です（許可が不要な場合もあります）。
- ◆ 地域により、許可基準が異なります。

「のぼり旗」について考えてみませんか？

- ◆ のぼり旗が乱立すると、景観を乱し、地域の印象を悪くします。
- ◆ 表示する内容は、お店のイチ押し情報に絞りましょう。
- ◆ 周囲の自然と馴染む色合いにしましょう。
- ◆ 設置する本数は、必要最小限としましょう。



屋外広告物の安全管理

- ◆ **日常点検で、セルフチェック！** ⇒ 早期発見が事故を防ぎます
- ◆ **危険サインを見つけたら屋外広告業者に依頼！** ⇒ 早期対応がリスクを抑えます
- ◆ **許可更新申請時に、総合点検！** ⇒ 看板を安全に長持ちさせましょう
サビ、汚れ、板面のズレ、変形などは、危険なサインです。



板面の変形
・ズレ



主要部材のサビ



看板基礎のひび割れ



壁のサビ汁汚れは、カバー内部にある取付具（ボルト等）にサビが発生しているかもしれません。

【屋外広告物のルールや許可に関する問い合わせ先】

山梨県富士・東部建設事務所

吉田支所 富士北麓景観対策課

電話 0555-24-9049

山梨県県土整備部 景観づくり推進室

電話 055-223-1325